

# 中国の知的財産権戦略

黄 蓮 順

(受付 2014年 5 月 30 日)

## 目 次

はじめに

1. 中国の知的財産権制度の設立
  - (1) 知的財産権制度の歴史
  - (2) 中国の知的財産権制度の沿革
2. 中国の知的財産権の現状
  - (1) 知的財産権とは
  - (2) 特許の出願
3. 中国の知的財産権制度の仕組み
  - (1) 知的財産権の行政執行機関
  - (2) 知的財産権関連行政機関の組織構造
4. 知的財産権紛争処理方法
  - (1) 行政ルートとは
  - (2) 司法ルートとは
  - (3) 「三審合一」裁判モデル
5. まとめ—中国の知的財産権戦略の課題

## は じ め に

知的財産権法制度について、中国は日本に比べ100年遅れていると言われるように、知的財産権の歴史が浅く、知的財産権に対する意識がほとんどなかった。しかし、アメリカとの通商摩擦をきっかけに知的財産権法が整備されてきた。さらに、2001年 WTO 加盟にあたっては、TRIPS (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) 協定などの国際ルールに合致させるため、知的財産関連法制度が全面的に改正された。

2008年6月5日には中国初の「国家知的財産権戦略綱要」を公表するなど、外国が100年、200年かかったものを改革開放以降20余年という短期間で知的財産権関連法規をほぼ完備させた。しかし、知的財産権関連法制度が万全であっても、外国との知的財産権紛争は依然として問題になっている。本論では中国の知的財産権制度の背景を探りつつ、知的財産権紛争処理制度の分析を行うことで、今後の知的財産権戦略の課題を提示することに中心をおいた。

第1節では中国の知的財産権法制度の歴史を追いながら、知的財産権制度設立の背景および経緯を二段階に分けて説明する。

第2節では中国での知的財産権定義について述べ、中国の知的財産権の現状を特許出願データで説明する。

第3節では中国での基本的な知的財産紛争処理方法である司法ルートと行政ルートを説明し、知的財産権戦略として「三審合一」の裁判モデルの推進経緯とその必要性について検討する。

第4節では中国知的財産権法制度以外に国が力をいれている人材育成、ハイテク産業や漢方薬などに触れながら、今後の課題を提示する。

## 1. 中国の知的財産権制度の設立

### (1) 知的財産権制度の歴史

知識への追求は人類の生活の一部であって、このような追求は過去何世紀にも渡ってさまざまな形に現れた。中世ヨーロッパにおいて、先見の明のある国王や政治家が報償又は恩恵の手段として特許を付与することがあったが、あくまでも制度として確立していた訳ではなかった。近代特許制度はヴェネチアで誕生し、イギリスで発展したといわれている。

1443年には発明に対して、特許が与えられたとされるが、1474年に世界最初の成文特許法として「ヴェネチア共和国発明者条例」が公布された。この法案には「もし発明が認定され有効になる場合には、技術発明者と購買者とも十年の所有権持つことができる」と定められてあった。1624年

「専売条例」が成文特許法として制定され、これにより今日に至る特許制度の基本的な考え方が明確化されたといわれる<sup>1)</sup>。イギリスから独立したアメリカにおいては、自主的な特許制度の確立が課題であり。1787年の連邦憲法の制定においては、「議会は著作者および発明者に対して、一定期間それぞれの著作および発明について排他的権利を保証することにより、科学及び有用な技術の進歩を図る権限を有する」との規定が設けられた。この憲法の規定に基づいて、1790年特許法が制定された。一方、日本では、明治維新後、近代化が急務との観点から、特許制度整備の必要性が認識され、1885年（明治18年）4月18日「専売特許条例」が公布された<sup>2)</sup>。

ここで分かるように、世界最初に公布されたヴェネチアの特許法は今から540年以前のことで、アメリカは約227年前に知的財産権法が制定された。アメリカより100年も遅れて特許制度が作られた日本も129年の歴史を持っている。

## (2) 中国の知的財産権制度の沿革

中国の知的財産権制度の歴史については、20年説と100年説の2説があげられていた。100年説は、1949年中華人民共和国が成立される以前、清朝の光緒帝が初の特許法規を発行し、第一の特許を授与した時から計算するものであり、20年説というのは中国が改革開放政策を打ち出して以来20年前から誕生したと考えるものである。そこで、中国の知的財産権制度を大きく100年説と20年説の二段階に分けて説明する。

### < 第一段階 >

中国の歴史から見ると、中国で最初に特許法が制定されたのは、清時代の1898年（明治31年）になる。このときに制定された中国初めの知的財産権法であるこの特許法規は「振興工芸給賞章程」（中国語で振興工芸給奨）であって、「西洋を超えた技術で機械、鉄砲など製造した者に、30年間の特

1) 国家知识产权局（2008）『未来知识产权制度的愿景』（知识产权出版社）15頁

2) 特許庁ホームページ

許権と官職を授与する、各機械を模倣し製造できる者には10年間の特許権と官職を授与する。新たな観点、理論で構成した著作物・技術に20年間の専用販売権を授与する」等の規定があった。しかし、光緒帝の改革（戊戌の変法）は失敗に終わり、この法令は実施されないまま終わってしまった。続いて、1904年（明治37年）には商標法、1910年（明治43年）には著作権法が公布されたが、その後、中国の内戦状態や外国の侵略により、近代化に遅れを取る。「振興工芸給賞章程」に続いて、1940年には中国初の著作権法「大清著作権律」が公布されている<sup>3)</sup>。

現代のような特許法は、1944年国民党によって公布され、1949年1月1日から施行された特許法である。これが台湾で実際に施行されている特許法の前身である。1949年10月1日、中華人民共和国が成立し、1950年に政務院から「発明権及び特許権保護暫定条例」（保障発明権と専利権暫行条例）が公布された。この条例では特許権保護、特許申請条件、手続き、審査基準、異議申し立て制度、特許権者の権利、義務、保護期間、及び違反者の法的責任などについて規定された。この条例が公布されたことから、新政府が建国初期段階から特許制度の必要性について一定の認識を持っていたことが分かる。

しかし、1953～1957年の間に、4件の特許権と6件の発明権を付与しただけだった。1957年以降は制度とは実質的に機能していなく、名前だけであった。やがて、1963年11月には制度が廃止され、1963年に新しく「発明奨励条例」が公布された。しかし、この条例も施行されないうちに文化大革命という動乱の時代に入った。1976年に文化大革命が収束し、1978年12月に改正された「発明奨励条例」が公布され、発明成果が奨励されるようになった。

以上のように、清朝滅亡後、中華民国臨時政府、北洋政府、国民党政府はそれらの法律を受け継ぎ、修正・実行したが、中華人民共和国が成立し

---

3) サーチナ総合研究所（2006年）『中国知的財産権白書——サーチナ中国白書〈2006～2007〉』（株式会社サーチナ）17頁

た当初は、公有制や国民の平均所有制等の理論によって、発明や著作物の権利を保護する知的財産権諸法はまったく機能を果たすことができなかった。

<第二段階>

1980年に国務院は国家専利局を設立し、同年3月には国連知的所有権機関（WIPO）への加盟を果たした。1984年3月12日には「中華人民共和国専利法」が公布され、1985年4月1日から施行された。中国の専利法は日本での特許、実用新案、意匠の三つの権利を統合した法律である。これが中国の特許制度の新しい歴史の始まりであった。専利法は当時の中国社会の実情と国際公約及び国際慣例を尊重した内容であり、中国経済の発展および科学技術の進歩を支えに大きな動力を与え、改革開放のための法的基盤の一つとなった。

1980年代中期から鄧小平の「中国の特色を有する社会主義現代化を建設せよ」という思想の下で、改革開放を進め、外資および先端技術を積極的に導入するとともに、知的財産権に関連した法規が次々と立法された。特に、2001年の12月のWTO（世界貿易機関）加盟の前後には、国際基準と合致させるため、知的財産権の関連法律は、ほぼ全面的に改正された。科学技術や文化の「大鍋飯」<sup>4)</sup>時代があってみんなの物だという認識だったが、もし現在の科学技術や文化の創造者を「大鍋飯」時代に戻らせると、おそらく賛成する人は少ないだろう。これは、知的財産権制度の重要性・必然性を示していると思う。1978年の改革開放後、ようやく近代的な各種法制度が整備され始め、知的財産権制度づくりに着手した。1983年に商標法、1985年に特許法（中国専利法）、1991年に著作権法を相次いで施行した。

このように、少なくとも日本より100年、アメリカより200年遅れてではあるが、20年余というわずかな時間で知的財産権関連法規をほぼ完備させ、2012年には特許、実用新案、意匠、商標の産業財産権の四つの権利出願数

---

4) 文化大革命時代の言葉で、待遇が一律であることをいう。

で世界一になる急速な発展を見せた。

## 2. 中国の知的財産権の現状

### (1) 知的財産権とは

中国での知的財産権とは、通常人々が頭脳活動【脳力労働】を通じて創り上げた知的成果【智力成果】に対して、法律に基づいて有する権利を指す。中国の民法通則では知的財産権を物権、債権と並列した独立の民事権利として位置づけ、その他の民事権利と比べると、①知的財産権は人々が創造性労働により取得した知的成果に対して有する所有権である、②知的財産権は独占の実施権を核心とする専有的権利である、③知的財産権は人身権と財産権の2つの性質を持っている、④知的財産権は時間と地域の制限を受ける、などの特徴を持っている<sup>5)</sup>。

中国では、知的財産権は通常工業所有権と著作権という2つの部分に分けられており、また中国の「民法通則」、「著作権法」【版權】、「商標権」、「特許法」等の国内法令によると、知的財産権の範囲(図表1-1)には、①著作権とその隣接権、②特許権、③商標権、④商号、原産地等の標記名称に関する権利、⑤技術秘密、営業秘密などを含む営業秘密、⑥集積回路配置設計に関する権利、⑦植物新品種権、などの権利が含まれる。なお、中国における「特許」の内容は、米国特許法における「patent」と類似しており、日本とは若干違っている。日本で特許法における特許、実用新案及び意匠権は中国では特許法の中に定められている。以上をまとめると、図表1-1のようになる。

### (2) 特許の出願

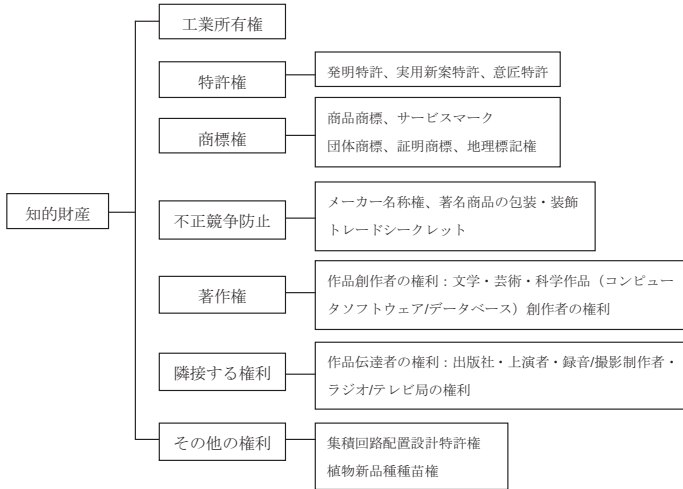
知的財産権制度の整備につれて、中国の知的財産権の面で著しい発展が見られた。それは特許の面からわかる。

---

5) IP トレーディング・ジャパン株式会社(2006)『中国知的財産管理実務ハンドブック』(中央経済社)39頁

黄：中国の知的財産権戦略

図表 1-1 中国の知的財産権の保護範囲



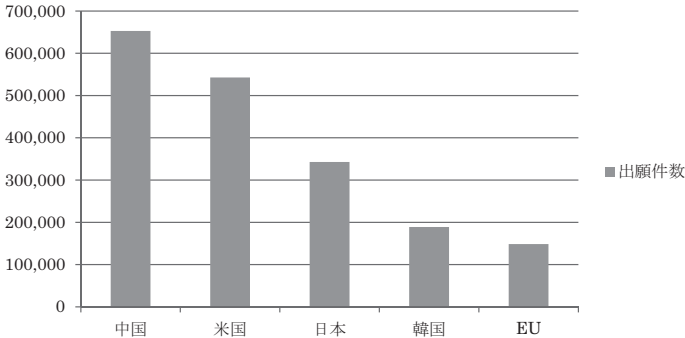
出所：IP トレーディング・ジャパン株式会社（2006）『中国知的財産管理実務ハンドブック』（中央経済社）40頁より作成

「中華人民共和国専利法」が実施された当初、1985年に中国の特許出願総件数は14,372件であったが、2000年1月には、国内外出願の総件数は100万件も超える大幅な変化があった。この15年間の年間平均増加率は17.3%に達していた。その後の4年間における科学技術の著しい発展と知的財産権制度に対する関心の高まりによって、増加率は23.1%と一段と高まっている。90年代以来知的財産権関連法規を整備し続けてきたし、またWTO加盟をきっかけに、特許法2回、商標法2回、著作権法1回等の知的財産権関連法の改正が行われた。改正後は世界共通のTRIPs協定の適用にとどまらず、先進国と同等の法制度が整備されつつあると世界各国からも認知されてきている。

2013年12月に世界知的所有権機関（WIPO）が発表した「世界知的所有権統計」によると、2012年の世界の特許出願は図表1-2に見られるように、受け付け国・地域当局別件数で中国が65万2,777件となり、2年連続で1位と

なった。2位は54万2,815件の米国で、日本は34万2,796件で3位になる。中国は前年比24.0%の増加で、米国は7.8%増。日本は0.1%増にとどまった。4位は韓国、5位は欧州連合(EU)であった。世界全体の特許出願件数は前年比9.2%増の約235万件だった<sup>6)</sup>。

図表 1-2 2012年世界知的所有権順位



出所：世界知的所有権機関 (WIPO) より作成

以上の統計からわかるように、中国知的財産権の面では著しい変化がみられ、特許の面ではすでに全世界トップになっている。一方、中国の知的財産権に関する訴訟問題も増えつつある。知的財産権に関する訴訟は国際的だけではなく、国内の中国企業同士の知的財産に関する争いが増えているなど、紛争は多様化している。このような訴訟の急増の原因は主に次の3つが考えられる。1つ目は中国における経済活動が以前より活発化していることである。アメリカ、日本などここ数年で企業が急成長を続ける中国に進出したために、以前と比べて知的財産をめぐる争いが起きやすい環境となった。2つ目は、中国における訴訟制度の利便性の高さである。中国においては、他の国と比較し弁護士費用が安く、かつ、判決がでるまでの期間は極めて短い。加えて、国内びいきとなりやすい知的財産権の訴

6) 日本経済新聞 (2013. 12. 9)



訟において比較的公平な判断がくだされやすいという。3つ目は、中国企業における知的財産権に関する関心が高まっていることである。中国の企業において研究開発が盛んとなった結果、知的財産権を行使する企業が増加した。

以上、中国の知的所有権の増加とそれに伴う紛争の現状を見たが、次の章では、中国の知的財産権紛争問題において、もっとも重要である中国の知的財産法制度の仕組みについて探ってみようと思う。

### 3. 中国の知的財産権制度の仕組み

中国では日本の「知的財産基本法」のような政策的法律規定は設けられていない。知的財産権に関する保護法は、特許法、商標法、著作権法、不正競争防止法などの部門法に加え、国務院が各法律に対して制定している実施細則、条例、また最高人民法院あるいは最高人民検察院が公布した司法解釈がある。

#### (1) 知的財産権の行政執行機関

中国における知的財産権関連法令の主な執行機関には、国家知識産権局、特許管理機関、工商総局、国家版權局、税関総局、植物品種権審査許可機関などがある（図表 1-3 参照）。国家知識産権局は国務院の直轄機関であり、最高位の特許管理機関で、日本の特許庁に相当する。商標法は商標の登録、使用、保護等に関する法律であり、国務院の直属機関である国家工商行政管理局が商標権の管理機関となる。著作権法は日本の著作権法の影響を強く受けており、日本法とほぼ同じく、文学、芸術及び科学上の著作物の著作権並びに著作権に隣接する権利及び利益保護の拠りどころとなっている。国務院の著作権行政管理部門が全国の著作権に関わる管理業務を主管している<sup>7)</sup>。

---

7) 前掲書 IP トレーディング・ジャパン株式会社 (2006) (中央経済社) 45頁

図表 1-3 中国知的財産権関連法の執行機関

法 規	執行機関	主な業務
特許法	国家知識産権局	中国の特許業務および知的財産権関連業務の対外交流
	特許管理機関	特許法の普及と発明の促進, 特許紛争処理
商標法	工商総局, 商標局	商標登録出願の受理, 審査, 登録
	(地方) 工商行政管理 局	商標侵害行為の取締り
著作権法 (コンピュータ・ソフトウェア保護条例を含む)	国家版權局	著作権の登録及び侵害事件の処理, コンピュータ・ソフトウェアの登録申請の受理, 審査, 許可, 侵害事件の受理
植物新品種保護条例	国家林業局, 農業部 それぞれに所属する 新品種審査許可機関	植物新品種出願の受理, 審査および許可, 紛争の処理
不正競争防止法	国家工商行政管理局 公平交易局	不正競争行為の処理
税関における知的財産権保護条例	税関総局	知的財産権の税関における登録の受理 税関における侵害事件の処理

出所：前掲書 IP トレーディング・ジャパン株式会社 (2006) (中央経済社) 46頁より作成

このように、知的財産権関連制度は内容によって、管理機関が違ってきている。

## (2) 知的財産権関連行政機関の組織構造

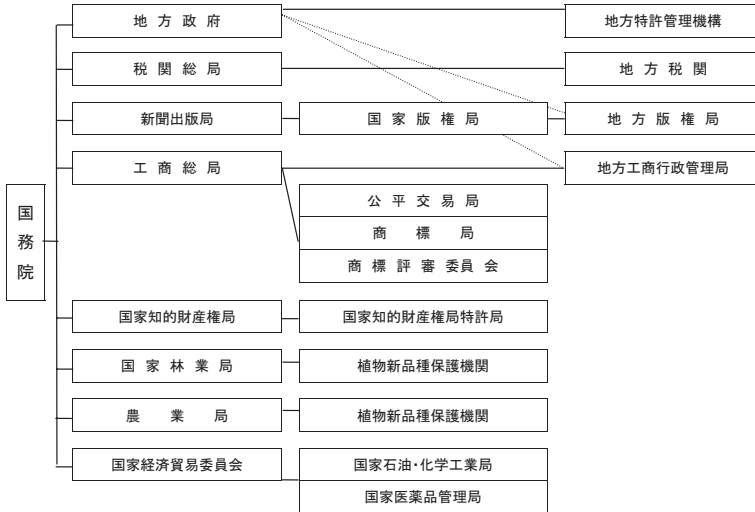
知的財産権の保護に関わる行政機関の組織構造をみると、國務院は中国の行政立法権や法律議案の提出権を有する最高国家行政機関であり、その下部機関が各知的財産権保護の役割を果たしている。さらに、中央政府の各機関に対する地方機関が、中央機関の指導を受けながら各担当業務を行っている。國務院は中央人民政府であって、國務院総理は国家主席が指

名及び任命し、全人代で決定する。

知的財産の侵害に対して司法手段の人民法院（裁判所）に訴訟を提起する場合と異なり、行政救済手段は各行政機関に申し立てを行う。紛争を担当する行政機関は知的財産権の種類によって異なる。例えば、特許、実用新案、意匠権の侵害に対しては「知識産権局」、商標権、不正競争行為に対しては「商標局」、著作権に対しては「版權局」である。また、税関で保護を受けられる対象は、輸出入に関わる特許、実用新案、意匠、商標権、著作権などすべての知的財産権である。

国家知識産権局には、特許出願の受理、審査などの業務を行う国家知識産権局専利局と、不服審判及び無効審判の審理を行う国家知識産権局専利復審委員会が設けられているほか、弁公室、条例・法規司、国際合作司、企画発展司という5つの職能司が設置されている。国家工商行政管理総局は、國務院の直属機関として市場の監督管理及び行政法執行の任にあたる。

図表 1-4 中国知的財産関連行政機関



出所：前掲書 IP トレーディング・ジャパン株式会社（2006）（中央経済社）47頁より作成

具体的には商標申請の受理、審査、不正競争行為の監視・調査等の業務を担当する<sup>8)</sup>。

以上のように、中国と日本は知的財産権を取り扱うことにおいて、相違点がある。日本では、特許、実用新案登録、意匠、商標すべてについて特許庁が管轄しているが、中国では商標出願は「国家工商行政管理局」で審理されるし、二つの機関とも国務院の直轄機関である。

#### 4. 知的財産権紛争処理方法

中国では知的財産権紛争を処理する際には、基本的に「行政ルート」と「司法ルート」二つのルートによって解決をしている。また、侵害の救済の場面でも、「司法」が判断する以外に「行政」がこれを判断することができる。これは、侵害事件は民事事件に該当し、行政が関与することはなく、当事者間の紛争として「司法」の判断に委ねられる日本の処理方法とは違いがある。しかし、近年、特許の出願の増加など知的財産権が増えることによって、知的財産権訴訟問題も増えてきて、裁判上十分な効果を得られないため、紛争処理方法改善の必要性が出てき始めた。

そこで、「行政ルート」と「司法ルート」の概要について分析しながら、存在する問題点を確認することで、現在政府が推進している「三審合一」裁判モデルの導入について検討してみたい。

##### (1) 行政ルートとは

まず、「行政ルート」とは行政の判断を仰ぐ場合をいう。中国で、知的財産権の侵害行為が行われた場合、各行政地域にある「地方知的財産権管理機構」に訴え出ると、これらの行政機構が侵害、非侵害の判断をしたうえで、侵害品に対して取り締りを行うのが、「行政ルート」といわれるものである。

---

8) 前掲書 サーチナ総合研究所(2006年)(株式会社サーチナ)58頁

行政ルートを利用する場合、専利権（特許権、実用新案権、意匠権）の紛争に関するものは、各地方の「知識産権局」で、商標権および不正競争行為に基づく紛争に関するものは、各地方の「工商行政管理局」で、著作権の紛争に関するものは「地方版權局」において、それぞれ当事者の申立によって、紛争の解決が図られることになっている。

行政ルートのメリットは、比較的低コストで、迅速な取り締まりが図れるというところにある。次にみる「司法ルート」、すなわち、人民法院（裁判所）での判断には、それなりの時間も費用もかかるので、訴訟を提起する際には、この行政ルートの利用を検討することも有用である<sup>9)</sup>。

## (2) 司法ルートとは

司法に判断を委ねる場合を「司法ルート」と解釈している<sup>10)</sup>。中国でも、民事事件の解決は司法判断に委ねられる。知的財産権の侵害行為が行われる場合も民事的救済を受ける場合には、いわゆる「司法ルート」といわれる裁判所へ訴訟の提起ができる。

しかし、知的財産権、すなわち、戦利権（特許権、実用新案権、意匠権）、商標権および不正競争行為に基づく紛争に関するものについては、それら行為の差し止めに「行政ルート」によっても請求することができるのが中国の特色である。

司法ルールは、すなわち、人民法院での判断は、日本の司法制度とほぼ同様で、裁判管轄裁判所があり、原告と被告の当事者対立構造により、弁論主義に基づき、当事者の申し立てた事項を裁判所が審理していくことになる。裁判所での審理も迅速化してきているとはいえ、まだ行政ルートよりは、時間も費用もかかるといわれている。しかし、行政ルートで出された行政命令の執行力が行政庁になく、司法の手を借りることになるので、

9) 創英知的財産研究所（2006）『中国の知的財産法』（東洋経済新報社）62頁

10) 前掲書 創英知的財産研究所（2006）（東洋経済新報社）63頁

場合によっては、最初から司法ルートを選択したほうがよい場合もある<sup>11)</sup>。

特許（専利）権の紛争に関する場合は、各地の「地方知識産権局」が、商標権と不正競争行為の紛争に関する場合は、各地の「地方工商行政管理局」が、そして、著作権に関する紛争の場合は、原則として各地の「地方版權局」が窓口となる。申し立てでは、次の五つの「申し立て要件」をすべて満たさなければ、受理されない。

### (3) 「三審合一」裁判モデル

現在、中国では一つの知的財産権紛争について、刑事訴訟・行政訴訟・民事訴訟と別々の訴訟になっていて、いわゆる「三権分立」という訴訟裁判体制になっているのが一般的になっている。しかし、知的財産権訴訟裁判体制において、次のいくつかの問題が存在している。

まず、裁判手続き上の問題による紛争解決の長期化である。行政ルートで紛争の処理を求める場合には、権利侵害を認定することはできるが、損害賠償に対する裁定を下すことができないので、改めて人民法院に民事訴訟を提起することになる。この場合には機関が異なるため、新たに異なる手続きを経て処理せざるを得なくなるので、司法資源の浪費が生じるし、判決の抵触も招きかねない。もし、当事者が不服で再び訴訟を提起する場合には訴訟は循環に陥ってしまい、民事手続きと行政手続きの重複で、訴訟の長期化が発生してしまう。また、民事手続きと刑事手続きにも不都合が生じる。中国では、知的財産権権利侵害事件処理において、刑事裁判を先に行ってから、民事裁判を行うことになっているので、同一の権利侵害事件について、異なる法院の異なる合議廷によって、異なる訴訟手続きで審理されるため、矛盾した裁判が下される可能性もあり得る。このような場合には、公安機関が刑事事件に関して立案した後、進行している民事裁判手続きは中止されるので、訴訟期間は長期化される。

---

11) 前掲書 創英知的財産研究所（2006）（東洋経済新報社）90頁

次に、裁判基準の不一致の問題である。地域間の経済や知的財産権事件数、司法官の裁判経験などの違いによって、損害賠償認定の基準も不一致になる可能性がある。

最後に、司法資源の浪費と訴訟効率の低下である。一つの知財紛争事件が、刑事、民事、行政に同時に係る場合には、それぞれ刑事裁判廷、民事裁判廷、行政裁判廷によって審理されるので、訴訟手続きの消耗を引き起こすだけではなく、同一事件に対して繰り返しの審査が行われることになるので、処理効率の低下をもたらすことになる<sup>12)</sup>。

以上のような問題点の解決へ向けて、近年中国の知的財産権戦略の一つとして、「三審合一」裁判モデルを推進している。「三審合一」裁判モデルとは、「知的財産権事件の民事、刑事、行政三審合一」の略称であり、人民法院が専門の知的財産権裁判廷を設立し、中国の民事訴訟法、行政訴訟法、刑事訴訟法に規定する訴訟手続きに基づいて、管轄地域内の各種の知的財産権民事事件、行政事件、刑事事件を一括して審理する制度である。

現在、模索中の主要なモデルは、浦東、福建、西安、武漢、重慶の五種類で、全国の範囲から見れば、「三審合一」のモデルは主に浦東モデル、福建モデル、西安モデル、武漢モデル、重慶モデルがある。

その中で、浦東は中国で最も早く「三審合一」裁判モデルを実践された地域である。1996年1月1日、上海市高級人民法院から授權を受けて、浦東区基層人民法院は知的財産権関係民事、行政、刑事事件の集中的な審理を始め、知的財産権司法保護の“浦東モデル”を形成し、2008年8月には、上海市高級人民法院は全面的に知的財産権「三審合一」を配置して実施し、上海は名実ともに「三審合一」を先に実行する先駆者となった。

2005年に、最高人民法院は「知的財産権司法保護構造に関する調査研究」を確定し、正式に「三審合一」を調査研究計画に組み入れた。2007年には、最高人民法院は明確に、裁判体制と業務メカニズムの探求と整備をさらに

---

12) 中国国家知識産権局

進め、知的財産権事件の特徴に適する裁判体制を創立することを提起した。また、知的財産権保護の及び管理能力の向上を目的に、國務院は2008年6月に「国家知的財産権戦略綱要」を公布し、戦略的措置の一つとして、知的財産権の司法水準を高めることを提起している。最高人民法院は、国家知的財産権戦略綱要の要求に基づき、人民法院における知的財産権の司法保護業務実際の状況を踏まえ、さらに「最高人民法院の国家知的財産権戦略の徹底実施における若干問題に関する意見」（以下「意見」と略称）を公布した。この「意見」には、「積極的に知的財産権の特徴に符合する裁判組織モデルを模索し、知的財産の民事事件、行政事件、刑事事件の受理を統括する専門の知的財産庭の設置を検討する」と提起している。

また、2009年3月には、最高人民法院は「人民法院第3次五ヵ年改革綱要（2009-2013）」を配布し、「知的財産事件の受理を統括する綜合庭の設置を模索する」ことを確定した。2009-2013年の人民法院司法改革の主要任務としては、人民法院の職権構成を最適化し、民事、行政裁判制度を改革・整備し、民事訴訟における証拠に関する規則の整備をいっそう進めることである<sup>13)</sup>。

また、国家知識産権局は2009年4月21日に「2009年中国知的財産権保護行動計画」を公布し、その中で知的財産権の裁判業務の計画として、全国の各級人民法院での知的財産権民事、行政、刑事事件を統一し受理する専門の知的財産権庭設置についての探索と試験拠点の設置を積極的に推進し、北京市関連法院の知的財産権庭による専利と商標の授権、使用権確認事件の統一受理に関する問題を研究し早急に解決を図ることを明確にした。2012年6月にはすでに、高級人民法院5ヶ所、中級人民法院50か所、基層人民法院52か所が「三審合一」裁判モデルを推進している<sup>14)</sup>。

確かに、「三審合一」裁判モデルは民事、刑事、行政を異なる審制庭で審理する「三審分立」という裁判体制の問題点を解消できる。裁判の長期化、

---

13) 中国国家知識産権局

14) 中国国家知識産権局



判断の一致さ、効率向上、コストの軽減などメリットはある。しかし、「三審合一」裁判モデルを推進するにあたって、さまざまな意見も出てきている。首都北京に総裁判所を一つ設立するべきだという提案もあれば、地域区分で五つの知的財産権控訴裁判所が必要だという提案もある。他に、日本、ドイツ、タイのような「知的財産高等裁判所」、あるいはアメリカの「米国連邦巡回控訴裁判所」の案も考えられる。

いずれにしても、「知的財産高等裁判所」の設置は必要だと思うが、まだ、知的財産権法制度の実効が未熟な段階では、それぞれ地域実状に合わせた「三審合一」裁判モデルがいいのではと思っている。特許出願が世界一位を記録しているけど、短期間での法整備のなかでまだ補完すべき部分が多く、多民族国家であることや、大きな地域格差などの点を踏まえた時には、今は地域性による「三審合一」裁判モデルが必要だと思う。

## 5. まとめ—中国の知的財産権戦略の課題

2004年中国国家知的財産権局は「知的財産権十一五計画の青写真の制定に関する通知」を公布した。「十一五計画」とは、共産党第16回代表大会で揚げられた計画であり、共産党中央が科学発展思想を提出して以来はじめての五ヶ年計画でもある。国家知的財産権局は上記「十一五計画」に基づき、「2005年の重点業務」を発表し、特許法体系を更に整備し政策研究を強化すること、他の国家部門と協力し、特許専門チーム養成、審査能力の増強等が主な目標として挙げられている。2005年に国務院官房【国務院弁公庁】は「国家地底財産権戦略制定の業務指導グループ設置に関する通知」を正式に公布した。同通知によると、国家知的財産権戦略の制定業務を強化するため、国務院は業務指導グループを設置した。同時に、中国では「国家知的財産権保護戦略」も策定中であり、その中で①中国の実情に適合した知的財産権法体系の更なる改善、②より整備された業務システムの構築および審査・管理レベルの強化、③自主知的財産権技術と著名ブランドを有する国際競争力の高い大企業の育成、④知的財産権業務の審査とマク

口管理の需要に満足できる情報検索サービスの提供や分析に適したプラットフォームの構築、⑤知的財産権の創造・管理・保護分野に携わる素質の高い専門チームの訓練や国際ルールに精通し実務能力の高い人材の育成などの重要目標を提案している。また、北京や上海などの地方政府が中央に先駆けて地方独自の戦略要綱を公表している。北京では「2004年-2008年北京知的財産発展と保護要綱」を公表し、創造、保護、利用、人材育成の4つの分野においてそれぞれの戦略目標を立てている。このように、中国は知的財産権戦略に積極的に取り組んでいる。

他にも、中国は漢方薬に関する知的財産権の面でも力を入れている。WHO（世界保健組織）によると、漢方薬の70-80%は中国産であるが、国際漢方薬市場160億ドルの売上額のうち、日本と韓国が80-90%を占めている。従って、漢方薬の原料輸出大国である中国は、漢方薬剤の生産力が日本や韓国などより弱いと考えられる。中国政府は2002年に「漢方薬現代化発展要綱」を公表したが、これは中国政府の重要な戦略思想を体現したものであるとされている。漢方薬の知財保護については、業界における知財戦略を策定することが定められた。

中国は知的財産権制度の成立として100年説があるとしても、公有制や国民の平均所有制等の理論によって「大鍋飯」時代があったので、知的財産権に対する国民の意識はまだ低い。にもかかわらず、知的財産権関連制度は短い間に整備され、先進国並みのレベルまで達していると認められている。現在は国を挙げて知的財産権戦略に力をいれているが、知的財産権紛争はいまだに絶えず問題になっている。

一つの国の知的財産権戦略の制定及び実施は、ただの法律マニュアルではなく、その国の経済発展状況および、国内実状に合わせて考えなければならぬと思われる。知的財産権が国内の事情に合わなければ、知的財産権保護の基準と現実とは乖離してしまう可能性がある。知的財産に関する意識を高め、規制を強化すると同時に、中国の事実合う中国の知的財産権戦略を模索することが重要だと思われる。また、知的財産権制度の仕組み

## 黄：中国の知的財産権戦略

から分かるように、中央人民政府は最高行政機関であって、また地方人民政府が各省、県、鎮などに設置され、その区画の行政を担っている。そこで、中央と地方、各地域によって認識の違いが生じるだろう。中央から地方まで一貫して認識を高め、取り締まりを強化することが重要であると思われる。

### <参 考 文 献>

- 1) 創英知的財産研究所（2006）『中国の知的財産法』（東洋経済新報社）
- 2) IP トレーディング・ジャパン株式会社（2006）『中国知的財産管理実務ハンドブック』（中央経済社）
- 3) 中国（2005）『中国知的財産制度の発展と実務』（経済産業調査会）
- 4) 知的財産研究所編（2000）『21世紀における知的財産の展望：知的財産研究所10周年記念論文集』（雄松堂出版）
- 5) 財団法人知的財産研究所（2003）『中国知的財産保護の新展開』（雄松堂出版）
- 6) サーチナ総合研究所（2006年）『中国知的財産権白書——サーチナ中国白書（2006～2007）』（株式会社サーチナ）
- 7) 経済産業調査会（2013）中国知財事例解説集 実用新案篇（現代産業選書——知的財産実務シリーズ）
- 8) 中遼啓示（2013）『中国 WTO 加盟政治経済学——米中時代の幕開け——』
- 9) 株式会社プロパティ（2012）『中国特許・商標調査の最前線』（一般社団法人発明推進協会）
- 10) 国家知识产权局（2008）『未来知识产权制度的愿景』（知识产权出版社）
- 11) 张晓君（2007）『实施世界贸易组织规则争端典型案』（厦门大学出版社）
- 12) 吴蓬生（2005）『知识产权制助推国际化战略』（中国经济出版社）
- 13) 日本経済新聞

### <サ イ ト>

- 1) 特許庁：<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>
- 2) ジェトロ日本貿易振興機構：<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>
- 3) 中国国家統計局：<http://www.stats.gov.cn/>
- 4) 中国国家知識産権局：<http://www.sipo.gov.cn/>
- 5) 世界知的所有権機関（WIPO）：<http://www.wipo.int/portal/en/>